

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		統括防災管理者の行うべき業務についての措置命令	
根拠条例・規則名		消防法	
条 項		第 3 6 条 第 1 項 (第 8 条 の 2 第 6 項 準用)	
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 ※ 根拠条例(消防法第 3 6 条 第 1 項において準用する同条第 8 条 の 2 第 6 項)の規定上明らかであるため。	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			